

令和 2 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 6 月 25 日 (木) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

5 番農業委員 山城 学

3 番推進委員 大城 久

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄

金城 伊作

赤嶺 貢

【議事録署名人】

6 番農業委員 杉本 雄靖

7 番農業委員 長嶺 功

【議事日程】

日程第 1	議案第 27 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 28 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 29 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 30 号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第 5	議案第 31 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

令和2年 第6回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和2年第6回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和2年第6回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は6番農業委員杉本雄靖委員、7番農業委員長嶺功委員です。次回調査委員が4番農業委員下地功祐委員、5番農業委員山城学委員、3番推進委員大城久委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（23件） 日程第2 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（2件） 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（8件） 日程第4 議案第30号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（17件） 日程第5 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（5件） 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請について別紙のとおり申請がありますので、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてありますが、関係人がいますので4番と20番を先に致します。4番は与座の1筆で、売買による所有権の移転であります。20番は与座の1筆で、売買による所有権の移転であります。
会長	それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。

	ご意見ご質問等が無いようですので、4番、20番について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	4番、20番については可とします。次に事務局お願いします。
事務局	1番は名城の2筆で、売買による所有権の移転であります。2番は喜屋武の1筆で、売買による所有権の移転であります。3番は喜屋武の4筆で、使用貸借権の設定であります。5番は南波平の1筆で、売買による所有権の移転であります。6番は糸洲の1筆で、5年間の賃借権設定であります。7番は座波の1筆で、売買による所有権の移転であります。8番は座波の4筆で、10年間の賃借権の設定であります。9番は真壁の1筆で、贈与による所有権の移転であります。10番は福地の2筆で、贈与による所有権の移転であります。11番は阿波根の2筆で5年間の賃借権の設定であります。12番は糸洲の1筆で、売買による所有権の移転であります。13番は豊原の1筆で3年間の地上権設定であります。太陽光の設置であり下の畑はアトムアグリさんが使用し上の部分の太陽光のみの地上権設定であります。営農型太陽光であります。14番は名城の1筆で、7年間の使用貸借権の設定であります。15番は名城の3筆で、売買による所有権の移転であります。16番は阿波根の1筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。17番は阿波根の2筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。18番は阿波根の2筆で、売買による所有権の移転であります。19番は大度の1筆で売買による所有権の移転であります。あっせんの成立でございます。21番は大度の1筆で、売買による所有権の移転であります。こちらもあっせん成立でございました。22番は束里の1筆で売買による所有権の移転であります。こちらもあっせんの成立によるものでした。23番は束里の1筆で、売買による所有権の移転であります。こちらもあっせんによる売買の成立でした。ありがとうございました。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	13番の太陽光については、備考欄に書くべきではないか？
事務局	そうします。

委員	3 ページと 4 ページの使用貸借権の金額を教えてください。
事務局	3 ページが年額 3 万円で 4 ページが年額 7 万 2 千円です。
委員	18 番の単価が飛び抜けているようにみえるが。何かあるのか？
事務局	道沿いのため、住宅もあり将来転用も可能と判断したのでは。
会長	それでは、議案第 27 号について議案通り可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案通り決定し可とします。次に議案第 28 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 8 ページをお開き下さい。1 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。太陽光発電施設への転用であります。2 番山城の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への申請であります。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	1 番の申請地は第 2 種農地で傾斜地であるため太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。2 番は第 1 種農地であり原則不許可であります。が、不許可の例外の集落接続に該当するため住宅への転用は問題ないものと判断致しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
会長	ご質問等が無いようですので、議案 28 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	それでは、次に議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局	それでは、14 ページをお開き下さい。1 番は賀数の 1 筆で第 3 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番は 1 番と関連します。第 3 種農地で住宅への進入路であります。3 番は武富の 1 筆で第 1 種農地で農家住宅建築のため売買による所有権の移転であります。4 番は与座の 1 筆第 2 種農地で仮設資材置き場で、賃借権の設定であります。5 番は豊原の 1 筆です農振農用地で営農型太陽光発電施設です。使用賃借権の設定であります。6 番大里の 1 筆で第 2 種農地で一般住宅の建築で贈与による所有権移転であります。7 番は 6 番と関連し、大里の 2 筆第 2 種農地で進入路でございます。使用賃借権の設定でございます。8 番は名城の 2 筆で第 1 種農地でございます。賃借権の設定でございます。以上です。
会長	それでは、現地調査員の報告をお願いします。
調査員	1 番は宅地に囲まれた第 3 種農地で、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。2 番は同じく第 3 種農地で公衆道路への転用は問題ないものと判断しました。3 番は第 1 種農地で原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため農家住宅への転用は問題ないものと判断しました。4 番は山林及び雑種地に囲まれた生産性の低い第 2 種農地であります。そのため仮設資材置場への転用は問題無いと判断しました。5 番農振農用地であり原則不許可であります。しかし、営農型太陽光発電施設への転用は問題ないと判断しました。6 番 7 番は同じですので、申請地は段差や宅地に囲まれた生産性の低い第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。7 番の進入路も問題ないものと判断しました。8 番申請地は第 1 種農地で原則不許可であります。しかし、不許可の例外の一時転用、仮設道路への転用は問題ないと判断しました。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等がありましたら宜しくをお願いします。 質問なければ、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案 29 号可とします。次に議案 30 号について、事務局説明願います。
事務局	それでは、33 ページをお願いします。農業経営基盤強化法利用権設定について、2-17～2-33 までを読み上げて説明。

会長	只今の案件について、疑問質問がありましたら、お願いします。
委員	農業振興公社が借りるが、金額が違うのは何故か？
事務局	利用権設定は農政課でありまして、確認したところ互いに契約しているので、まちまちとなっているとの事でした。
会長	他になければ、只今の案件は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、議案 30 号は可とします。次に議案 31 号について、事務局説明をお願いします。
事務局	関係者がいるので、2-17 から審議し、異議なしとなる。 2-14 は賀数の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。2-15 は与座の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。2-16 は真栄里の 1 筆で 4 年間の賃借権設定であります。2-18 は阿波根の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等ありましたらお願いします。 無いようですので、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 31 号は可とします。 では以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 6 番農業委員 杉本 雄靖 7 番農業委員 長 健 弘	